

令和8年2月9日(月)  
議会運営委員会終了後

## 令和7年度滋賀県議会定例会 令和8年2月定例会議提出予定案件の概要（その1）

### 第1 予算案件（16件）

#### 1 令和8年度滋賀県一般会計予算 ほか15件

①一般会計 ②10 特別会計 ③5 企業会計

### 第2 条例案件（28件）

#### 1 組織および定数に関するもの（5件）

##### (1) 滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例案 (人事課)

観光分野との連携による文化・スポーツ施策の一層の充実、上下水道事業の効率的かつ効果的な実施の推進および交通とまちづくりの一体的かつ重点的な取組による持続可能なまちづくりの実現を図るための体制の整備等を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：部の再編等を実施するため

改正内容

##### 1 部の再編

文化スポーツ部および商工観光労働部を再編し、新たに観光文化スポーツ部および商工労働部を設置するとともに、土木交通部を再編し、新たに県土整備部および交通まちづくり部を設置

##### 2 部の分掌事務

観光文化スポーツ部、琵琶湖環境部、商工労働部、県土整備部および交通まちづくり部の分掌事務を定める

施行日：令和8年4月1日

##### (2) 滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案 (人事課)

知事公室等の所管に属する建設工事等の実施に当たり、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により学識経験を有する者の意見を聴くことが必要であることから、新たに滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会等を設置するとともに、部の再編に伴う所要の改正を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：知事公室等の所管に属する建設工事等の実施および部の再編等を実施するため

改正内容：滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県観光文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会および滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会の新設、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について規定

施行日：令和8年4月1日

(3) 滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案 (人事課)

知事、議会、教育委員会、人事委員会および地方公営企業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大ならびに新たにびわこボートレース事業庁を設置することに伴い、令和8年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、改正しようとするものです。

〈定数の改定概要〉

①知事の事務部局	3,495人	→	3,460人
②議会の事務部局	28人	→	29人
③教育委員会の事務部局	215人	→	223人
④人事委員会の事務部局	11人	→	12人
⑤地方公営企業の事務部局（企業庁）	72人	→	74人
⑥競走事業の事務部局 （びわこボートレース事業庁）	0人	→	24人
⑦教育機関			
校長および教員	3,302人	→	3,313人
校長および教員以外の職員	537人	→	535人
⑧その他の事務部局	1,240人	→	1,240人
合 計	8,900人	→	8,910人

(4) 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案 (教職員課)

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和8年度における県費負担教職員の定数を改定するため、改正しようとするものです。

〈定数の改定概要〉

①小学校の教職員	5,591人	→	5,573人
②中学校の教職員	3,104人	→	3,156人
合 計	8,695人	→	8,729人

(5) 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案 (警察本部)

警察法施行令に定める地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることから、これに沿って本県の地方警察職員たる警察官の定員を改めるため、改正しようとするものです。

〈定員の改定概要〉

①警察官	2,372人	→	2,432人
②警察官以外の警察職員	307人	→	307人
合 計	2,679人	→	2,739人

## 2 給与改定に関するもの（1件）

### (1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案 （人事課）

県議会および知事に対する令和7年10月20日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当について自動車を使用する場合に係る支給限度額の引上げ等を行うため、および地方自治法の一部改正を踏まえ、新たに第2種初任給調整手当を支給するため、改正しようとするものです。

#### 改正内容

- 1 人事委員会勧告に基づく通勤手当の改定
    - (1) 自動車を使用する場合の支給限度額を引上げ  
月41,300円（片道62km以上） → 月69,100円（片道102km以上）
    - (2) 駐車場を利用している場合の加算限度額を引上げ  
月3,500円（駐車場利用料金の1/2） → 月5,000円（駐車場利用料金の全額）
  - 2 第2種初任給調整手当の創設  
新たに採用された職員の給料および地域手当の合計が地域別最低賃金に相当する額に満たない場合、その差額を手当として支給
- 施行日：令和8年4月1日
- 改正する条例：
  - (1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例
  - (2) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
  - (3) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例
  - (4) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例
  - (5) 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例
  - (6) 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例

## 3 その他（22件）

### (1) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

（行政経営推進課）

農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：農業振興地域の整備に関する法律の改正（R6.6.21公布）により、国および地方公共団体の責務規定に係る条項が移動されたことから、条例において引用している法令の条項に移動が生じるため

改正内容：法令の条項に移動が生じたことによる整理

施行日：公布の日

### (2) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案 （人事課）

1週間当たりの勤務時間を維持したまま週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定すること等を可能とするフレックスタイム制を導入することにより、特に育児、介護等の事情を抱える職員がより柔軟に働くことができる環境を整備し、公務能率の向上や多様な有為の人材の確保に資するため、改正しようとするものです。

改正理由：職員がより柔軟に働ける環境を整備し、公務能率の向上や人材確保を図るため

改正内容：選択的週休3日制等を可能とするフレックスタイム制の導入

施行日：令和9年1月1日

- 改正する条例：
  - (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例
  - (2) 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
  - (3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例
  - (4) 滋賀県職員等の給与等に関する条例
  - (5) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例
  - (6) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例
  - (7) 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例
  - (8) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例
  - (9) 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例
  - (10) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例
  - (11) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

- (3) 滋賀県公告式条例の一部を改正する条例案 (総務課)  
地方自治法の一部改正に伴い、条例等の公布に当たって行う知事の署名について電子署名によることを可能とするため、改正しようとするものです。

改正理由：地方自治法改正（R7.5.16 公布）により、条例の公布に当たって行う地方公共団体の長の署名について、電子署名によることが可能とされたため  
改正内容：条例および規則の公布に当たって行う知事の署名について、電子署名によることを可能とすることを規定  
施行日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

- (4) 滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例案 (国スポ・障スポ大会局)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会）に向けて設置した基金について、両大会の開催を終え、今後は両大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図ることを目的とするため、改正しようとするものです。

改正理由：国スポ・障スポ大会の開催を終え、今後、両大会の成果を継承し、本県のスポーツ振興を図るため  
改正内容：(1)題名の変更（滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例→わたSHIGA輝くスポーツ振興基金条例）  
(2)基金目的の変更  
施行日：令和8年4月1日

- (5) 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案 (医療保険課)

高齢者の医療の確保に関する法律第116条第3項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗ずる割合を変更するため、改正しようとするものです。

改正理由：保険料の未納による財政不足等に対応するため、国、県、滋賀県後期高齢者医療広域連合の拠出（各1/3）により設置している基金について、積立状況等を踏まえ、拠出率を見直すため  
改正内容：県が後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金算出の割合変更  
療養給付等に要する費用（見込額）に乗じる率：10,000分の2.8→零  
施行日：令和8年4月1日

- (6) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案 (県民活動生活課)

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例の規定による指定を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：個人住民税の寄附金控除の対象としての指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、指定の基準に適合すると認められるのが適当と答申されたことから、指定法人として再指定するため  
改正内容：個人住民税の寄附金控除の対象に再指定  
特定非営利活動法人しがNPOセンター  
指定期間 R8.7.1～R13.6.30  
施行日：令和8年7月1日

- (7) 琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案 (税政課)

琵琶湖森林づくり県民税条例付則第6項の規定に基づき、同条例の規定について検討を行った結果、本県の森林を取り巻く課題に対応し、琵琶湖森林づくり基本計画に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、同条例は現行制度のまま継続するとともに、同基本計画の次回の見直し時期と同時期となる5年後を目途に再度検討を行うこととするため、改正しようとするものです。

改正理由：現行制度を継続し、再度検討を行う必要があるため  
改正内容：検討規定の改正（令和2年から5年を目途とした検討→令和8年から5年を目途とした検討）  
施行日：公布の日

(8) 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 (財政課)

工業技術総合センターの試験等のための新たな機器の導入に伴い、工業技術総合センター試験等手数料に新たな手数料を追加するため、また、登録免許税法等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：(1)登録免許税法改正(R7.3.31公布)により、社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改められたことに伴い条項が追加されたことから、条例において引用している法令の条項に移動が生じるため  
(2)信楽窯業技術試験場において新たに購入した機器に関する規定を追加するため  
(3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正(R7.5.21公布)により、条件付き承認制度が見直されたことに伴い条項が追加および削除されたことから、条例において引用している法令の条項に移動が生じるため  
改正内容：(1)法令の条項に移動が生じたことによる整理  
(2)窯業試験等手数料  
化学分析 1 視野あたり 4,900円(新設)  
(3)法令の条項に移動が生じたことによる整理  
施行日：令和8年4月1日((2))、令和8年5月1日((3))、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日((1))

(9) 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案 (財政課)

工業技術総合センターの試験等のための新たな機器の導入および東北部工業技術センターの試験等のための機器の使用の廃止に伴い、工業技術総合センター使用料および東北部工業技術センター設備使用料の額の改定を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：(1)工業技術総合センターにおいて、今年度購入した機器の使用料が条例に定める使用料の上限金額を上回るため  
(2)東北部工業技術センターの物性評価機器の上限金額に対応する機器を廃止するため  
改正内容：(1)工業技術総合センター使用料  
・機械電子機器および機能材料機器使用料  
精密測定機器 最高2,530円 → 最高6,750円  
工作機器 最高5,540円 → 最高6,010円  
・窯業設備使用料  
試験・測定機器 最高3,220円 → 最高3,750円  
(2)東北部工業技術センター設備使用料  
物性評価機器 最高3,760円 → 最高1,180円  
施行日：令和8年4月1日

(10) 滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例案 (総務課)

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞の通知等の公示の方法を改めるため、改正しようとするものです。

改正理由：行政手続法改正(R5.6.16公布)により、聴聞の通知等の公示の方法にインターネットによる公表等が追加されたため  
改正内容：聴聞の通知等の公示の方法にインターネットによる公表等を追加  
施行日：令和8年5月21日

(11) 滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案 (総務課)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、滋賀県公益認定等委員会の委員の要件を改めるため、改正しようとするものです。

改正理由：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の改正(R7.6.27公布)により、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を委員要件とする規定が追加されたため  
改正内容：委員要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加  
施行日：令和8年4月1日

(12) 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

(医療福祉推進課)

滋賀県立長寿社会福祉センターについて、社会情勢の変化等に伴い、福祉用具等に係る業務を廃止するため、改正しようとするものです。

改正理由：介護保険法の施行により、福祉用具の普及が進むとともに地域における相談体制の充実が図られてきたこと等を踏まえ、県立長寿社会福祉センターにおける福祉用具の展示や改造・製作等の業務を廃止するもの

改正内容：福祉用具等に係る業務を廃止

施行日：令和8年4月1日

(13) 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例案 (障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正(R7.11.21公布)により、匿名障害福祉等関連情報利用者及び匿名障害児福祉等関連情報利用者が納める手数料の額を規定するとともに、手数料を免除することができる者が規定されたこと等から、条例において引用している法令の条項に移動が生じるため

改正内容：法令の条項に移動が生じたことによる整理

施行日：公布の日

(14) 滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案 (医療保険課)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、毎年度県が県内の各市町から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定基礎として追加された子ども・子育て支援納付金納付金基礎額について必要な事項を定めるため、改正しようとするものです。

改正理由：国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正(R8.1.15公布)により、追加された子ども・子育て支援納付金納付金基礎額について必要な事項を定めるため

改正内容：(1)子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準、子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合、子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合および子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲を規定

(2)条例の施行に関し必要な準備行為を規定

施行日：令和8年4月1日((1))、公布の日((2))

(15) 滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例案 (生活衛生課)

食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、飲食店営業の施設に係る基準を改めるため、改正しようとするものです。

改正理由：食品衛生法施行規則の改正(R7.7.2公布)により、飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設基準が定められたため

改正内容：同規則の改正内容にあわせて、飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設基準を規定

施行日：令和8年4月1日

(16) 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 (道路保全課)

道路法施行令の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて改定するため、改正しようとするものです。

改正理由：道路法施行令改正(R7.12.26公布)により、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替え等に伴う道路占用料単価が改正されたため

改正内容：第1種電柱(第2級地) 1本につき1年800円→1本につき1年940円等

※その他の占用物件についても、単価は国に準じる

施行日：令和8年4月1日

- (17) 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案 (環境政策課)  
工業団地の造成事業等であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が一定の地域に含まれるものについて、手続の合理化を図るため、改正しようとするものです。

改正理由：工場・工業団地の造成事業で、事業予定地の全部が、環境影響評価手続の一部を行わないことによる手続中の支障が認められないと判断される地域で実施されるものは、手続の合理化を図ることで、環境と経済社会活動の調和が図られた健全なまちの発展につながるため  
改正内容：一定の地域において実施される、工場・工業団地の造成事業に係る環境影響評価手続の一部を省略可能とする規定の追加  
【改正前】配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要  
【改正後】準備書→評価書の手続とすることができる  
施行日：公布の日

- (18) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 (経営課)  
公営企業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料を徴収するため、改正しようとするものです。

改正理由：収入証紙廃止に伴う収納事務の見直しにより、企業庁が雇用した職員の履歴等証明の発行手数料について、一般会計から各事業会計が徴収・収納するよう見直すもの  
改正内容：履歴または経歴に関する証明書の交付手数料 1件 610円 (新規)  
施行日：令和8年4月1日

- (19) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 (経営管理課)  
滋賀県立総合病院の病床数を見直すこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：(1)令和9年度に予定している小児病棟の移転に向け、総合病院の病床数を見直すため  
(2)プロポーザル方式による随意契約を行う際に、技術的に最適な者を選定できるよう、外部有識者等がプロポーザルの内容の審査を行う附属機関を設置するため  
(3)収入証紙廃止に伴う収納事務の見直しにより、病院事業庁が雇用した職員の履歴等証明の発行手数料について、一般会計から各事業会計が徴収・収納するよう見直すもの  
改正内容：(1)病床数の段階的見直し  
(ア)635床 → 588床  
(イ)588床 → 560床  
(2)滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等選定審査委員会を設置  
(3)手数料のうち「その他の文書」の最低額を見直し 1通 1,100円 → 1通 610円  
施行日：公布の日((1)(ア))、令和8年4月1日((2)、(3))、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日((1)(イ))

- (20) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 (びわこボートレース局)  
競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料を徴収するため、改正しようとするものです。

改正理由：収入証紙廃止に伴う収納事務の見直しにより、びわこボートレース事業庁が雇用した職員の履歴等証明の発行手数料について、一般会計から各事業会計が徴収・収納するよう見直すもの  
改正内容：履歴または経歴に関する証明書の交付手数料 1件 610円 (新規)  
施行日：令和8年4月1日

- (21) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (教職員課)  
義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、教員特殊勤務手当の額の改定を行うため、改正しようとするものです。

改正理由：義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されるため  
改正内容：部活動指導業務に従事した場合に支給する手当の額を引き上げ 2,700円→3,900円  
施行日：令和8年4月1日

- (22) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案 (スポーツ課)

滋賀県立体育館および滋賀県立スポーツ会館の機能を滋賀アリーナに移行し、令和7年度末に滋賀県立体育館および滋賀県立スポーツ会館を廃止するため、廃止しようとするものです。

廃止理由：県立体育館および県立スポーツ会館の機能を滋賀アリーナに移行したため  
内 容：滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止  
施 行 日：令和8年4月1日

### 第3 その他の案件（9件）

#### 1 契約の変更につき議決を求めることについて（3件）

- (1) 滋賀県立琵琶湖文化館整備事業 (文化財保護課)

変更前の契約額 11,791,230,672円  
変更増額 13,937,000円  
変更後の契約額 11,805,167,672円  
(参考) 契約の相手方 株式会社琵琶湖C&S

場 所：大津市浜大津五丁目1-1  
概 要：施設整備、開館準備、維持管理および文化観光等に係る業務  
期 間：令和5年10月13日から令和24年3月31日まで  
変更内容：下水道接続工法の変更に伴う増額

- (2) 神郷彦根線補助道路整備工事 (道路整備課)

変更前の契約額 1,360,496,500円  
変更増額 73,640,600円  
変更後の契約額 1,434,137,100円  
(参考) 契約の相手方 株式会社横河NSエンジニアリング大阪営業部

場 所：愛知郡愛荘町川原ほか  
工事概要：橋梁上部工（鋼5径間連続合成鈹桁橋 橋長198.0m）  
期 間：令和6年12月23日から令和9年1月22日まで  
主な変更内容：労務単価および材料単価の上昇に伴う増額

- (3) 杉本余呉線補助道路整備工事 (道路整備課)

変更前の契約額 7,576,325,900円  
変更増額 248,380,000円  
変更後の契約額 7,824,705,900円  
(参考) 契約の相手方 竹中土木・TSUCHIYA・高島鉦建建設工事共同企業体

場 所：長浜市木之本町杉本ほか  
工事概要：施工延長 1,685m  
トンネル工 1,500m（NATM工法、内空断面積45.466㎡）  
期 間：令和6年12月23日から令和10年11月7日まで  
主な変更内容：労務単価および材料単価の上昇に伴う増額

- 2 滋賀県母子および父子ならびに寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて (財政課)

滋賀県母子および父子ならびに寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法の規定に基づき、議決を求めようとするものです。

被告となるべき者：滋賀県長浜市五村 面沢 譲  
請 求 額：162,000円および違約金

3 国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき  
議決を求めることについて (耕地課)

国の行う土地改良事業に要する経費について、令和8年度において関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、土地改良法の規定に基づき、議決を求めようとするものです。

対象事業 国営かんがい排水事業  
関係市町 長浜市、日野町  
負担すべき金額 181,955,226円

対象事業：国営かんがい排水事業  
(1)湖北地区 (R2～R7)  
(2)日野川地区 (H25～R4)  
対象市町：(1)長浜市  
(2)日野町

※土地改良法第90条第10項の規定に基づくもの  
国営事業終了後、県が市町から徴収した負担金を国に支払うもの ((1)長浜市はR8一括払いを選択、(2)日野町はR5～R21の分割払いを選択)

4 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を  
定めることにつき議決を求めることについて (下水道課)

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について、令和8年4月1日から関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、下水道法の規定に基づき、議決を求めようとするものです。

関係市町 大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、  
湖南市、東近江市、日野町、竜王町

負担すべき金額 一般排水62.1円/m<sup>3</sup> 特定排水68.3円/m<sup>3</sup>  
※ただし、一般排水について令和9年度までの間は56.6円/m<sup>3</sup>  
特定排水について令和9年度までの間は62.8円/m<sup>3</sup>

概要：経営計画期間の開始に伴う再算定(第10期経営計画期間 5年間：R8～12)  
一般排水：47.2円/m<sup>3</sup>→62.1円/m<sup>3</sup> 特定排水：51.9円/m<sup>3</sup>→68.3円/m<sup>3</sup>

5 公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき議決を求めることについて (高等教育振興課)

公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法の規定に基づき、議決を求めようとするものです。

改正理由：令和10年4月予定の県立高専の設置・開校により2つの高等教育機関を有する法人となる  
ことを見据え、理事長となる者、学長となる者をそれぞれ別に任命することで、法人運営と  
大学運営それぞれに専念できるようにするとともに、学長と別に任命する理事長が令和9  
年4月から県立高専の開校準備を含む業務に携わることで、開校後も円滑に法人運営でき  
るようにするため

改正内容：(1)学長は理事長と別に任命するものとする  
(2)理事長の任期は3年とする  
(3)学長は法人の選考会議にて選考するものとする  
(4)学長は副理事長となるものとする  
(5)副理事長の任期は2年以上6年以内で法人が定める学長の任期によるものとする  
(6)理事の任期は3年以内で理事長が定めるものとする  
(7)その他、理事長となる者、学長となる者をそれぞれ別に任命することに伴う規定の整備  
施行日：令和9年4月1日(ただし、(3)および(5)は、総務大臣および文部科学大臣の認可を受けた日)

6 包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて (財政課)

契約の相手方 京都市山科区御陵四丁野町 森田 淳一(公認会計士)  
契約金額 12,800,000円を上限とする額

1回目契約  
現在：尾仲 伸之(公認会計士 R5～)  
(参考)テーマ：R5：環境に関する財務事務の執行について  
R6：債権管理(県税に係るものを除く。)に関する財務事務の執行について  
R7：病院事業(県立病院)に関する財務事務の執行について

※地方自治法第252条の36第4項  
連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

- 7 滋賀県農業・水産業基本計画の策定につき議決を求めることについて (農政課)  
滋賀県農業・水産業基本計画の策定について、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を  
議会の議決事件として定める条例の規定に基づき、議決を求めようとするものです。

令和7年11月定例会議で策定状況を報告

性 格：滋賀県基本構想を上位計画とする、農政水産部門の最上位計画

計画期間：令和8年度から令和12年度まで（5年間）

基本理念：つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人・自然が育む近江の食と広がる豊かさ～

目指す2035年の姿：共通視点「人」 「担い手、支え手、ファンの拡大」

視点「経済」 「食の礎を担う力強い農業・水産業」

視点「社会」 「多様な人で賑わい、心やすらぐ農山漁村」

視点「環境」 「琵琶湖をはじめとした豊かな自然環境と調和した農業・水産業」

合計 53件